

生駒市地域公共交通活性化協議会規約改正に係る新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第8条 略 (会議の運営等)</p> <p>第9条 1～2 略 3 委員(市民又は地域公共交通の利用者及び学識経験者に区分する委員を除く。)は、都合により会議を欠席するときは、代理の者を出席させることができる。</p> <p>4～8 略 第10条～第18条 略</p> <p>附 則 1 この規約は、平成21年11月27日から施行する。 2 協議会設立初年度の委員の任期については、第5条第1項の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。</p> <p>附 則 この規約は、平成22年7月26日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成22年12月16日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成23年5月18日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成23年7月28日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成24年6月20日から施行し、改正後の生駒市地域公共交通活性化協議会規約の規定は、平成24年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 この規約は、平成25年6月5日から施行する。</p> <p>附 則</p>	<p>第1条～第8条 略 (会議の運営等)</p> <p>第9条 1～2 略 3 委員(市民又は地域公共交通の利用者に<u>区分する委員の内公募市民</u>及び学識経験者に区分する委員を除く。)は、都合により会議を欠席するときは、代理の者を出席させることができる。</p> <p>4～8 略 第10条～第18条 略</p> <p>附 則 1 この規約は、平成21年11月27日から施行する。 2 協議会設立初年度の委員の任期については、第5条第1項の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。</p> <p>附 則 この規約は、平成22年7月26日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成22年12月16日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成23年5月18日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成23年7月28日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成24年6月20日から施行し、改正後の生駒市地域公共交通活性化協議会規約の規定は、平成24年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 この規約は、平成25年6月5日から施行する。</p> <p>附 則</p>

この規約は、平成26年8月5日から施行し、改正後の生駒市地域公共交通活性化協議会規約の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年1月8日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

この規約は、平成26年8月5日から施行し、改正後の生駒市地域公共交通活性化協議会規約の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年1月8日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年2月12日から施行する。